

参考

横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置 に関する基本方針 改定版（素案）

平成20年（2010年）●月●日

横須賀市教育委員会

目 次

1 学校の適正規模・適正配置についての基本的な考え方

(1) 基本方針改定版策定の経緯	1
(2) 適正規模について	2
(3) 適正配置について	3
(4) 規模及び配置の適正化の方策について	4
(5) 通学区域制度の弾力的運用について	5

2 学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策

(1) 検討のための基準について	6
(2) 検討・実施の手順について	6

3 特に配慮すること

(1) 学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成について	8
(2) 市民への情報提供について	8
(3) 学校と地域の連携について	8
(4) 財政的な観点について	8
(5) 基本方針等の見直しについて	8

《参考資料》

1 市立小・中学校の適正配置等に関するこれまでの取り組み	9
2 児童・生徒・学級数一覧	10
3 児童・生徒・学級数推計一覧	12
4 児童生徒数と学校数の推移	14
5 学校規模（学級数）別学校数の推移	14
6 年齢（3区分）別人口の推移と将来推計（全国）	15
7 法令による学級編制の基準	16
8 法令による学校規模の考え方	16
9 学校規模による課題や影響	16
10 法令による通学距離の考え方	20
11 通学距離別学校数割合	20
12 学区内通学者の通学時間別児童生徒数割合	20
13 未利用地等の土地利用に関する取扱方針	21
14 指定校変更の状況	21

(1) 基本方針改定版策定の経緯

本市の平成28年度の小学生の児童数は18,909人で、昭和56年度のピーク時の45,078人から26,169人減少、中学校の生徒数は10,221人で、昭和61年度のピーク時の22,187人から11,966人減少となっています。

一方で、平成28年度の小学校数は46校で、平成8～10年度のピーク時の49校から3校減少、中学校数は23校で、昭和62年度～平成18年度のピーク時の25校から2校減少となっており、ほぼピーク時のままであるため、以前は適正な規模であった小学校でも、現在は全学年1学級ずつのように小規模化が著しく進んでいる小学校があります。

また、大規模開発によって児童生徒が急増し、増築などの対応をしている地域や、通学区域の問題では、学校配置の関係で、近くに学校がありながら、子どもたちが交通機関を利用して遠くの指定校まで通学しているような地域もあります。

このような学校規模や配置などの物理的側面が、子ども同士の人間関係面、学校としての教育指導面、学校運営面にさまざまな影響を与えることが考えられます。そのため、学校規模や配置による格差を少なくすることが課題となっていました。そこで教育環境の整備を図るため、平成18年7月に、学校関係者や学識経験者、市民を交えた「横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会」から提言を受け、この提言に基づき、小・中学校の適正規模及び適正配置に関する教育委員会としての基本方針を平成19年1月に策定しました。

この基本方針に基づき、市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する実施計画（平成19年度～平成22年度）を策定し、これまで適正規模及び適正配置の取組を実施してきましたが、平成27年1月に長期的財政負担を考慮して「横須賀市施設配置適正化計画」が策定されたこと、国が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が示されたことを機に基本方針の見直しを行うこととしました。

そして、平成27年11月に、学校関係者や学識経験者、市民を交えた「横須賀市立小・中学校適正配置審議会」に基本方針の改定について諮詢し、平成28年5月に、同審議会から答申を受けましたので、この答申に基づき、教育委員会としての小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針改定版を策定します。

【参考資料】

○市立小・中学校の適正配置等に関するこれまでの取り組み	9
○児童・生徒・学級数一覧	10
○児童・生徒・学級数推計一覧	12
○児童生徒数と学校数の推移	14
○学校規模（学級数）別学校数の推移	14
○年齢（3区分）別人口の推移と将来推計（全国）	15

(2) 適正規模について

学校は、知識や物事を修得するだけでなく、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあります。また、いろいろな形態による効果的な学習を行ったり、集団の相互作用による思考力の育成を図ったりするためにも、活動に応じて少人数のグループから大きな集団まで、適切な規模の集団を組み、多様な教育活動を展開する必要があります。そのために、学校にはある程度の規模が必要です。

ところが、市内には、普通学級で全学年6学級（各学年1学級）から23学級（各学年3～4学級）までの小学校、6学級（各学年2学級）から24学級（各学年7～9学級）までの中学校が存在し、規模の面で格差が生じています（平成28年度現在）。

そこで、より高い教育効果が得られると考えられる学校規模を「適正規模」として、次のように範囲を定めることとします。

なお、「適正規模」とは、標準的な規模であり、「適正規模」以外の学校が「不適正」ということではなく、それぞれの規模による特色を考慮しつつ、より良い学校運営のための配慮をしていきます。

□学校規模の定義

	小学校	中学校
過小規模校	1～5学級（複式学級*あり）	1～2学級（複式学級*あり）
小規模校	6～11学級（各学年1～2学級）	3～11学級（各学年1～4学級）
適正規模校	12～24学級（各学年2～4学級） ・各学年でクラス替えが可能 ・学年運営が効果的に行える。 ・教員と児童が十分に関わりを持つことができる。	12～24学級（各学年4～8学級） ・各学年でクラス替えが可能 ・学年運営が効果的に行える。 ・教員と生徒が十分に関わりを持つことができる。 ・5教科の教員が複数配置でき、また、選択教科、部活動などの指導体制が充実する。
大規模校	25～30学級（各学年4～5学級）	25～30学級（各学年8～10学級）
過大規模校	31学級～（6学級以上の学年あり）	31学級～（11学級以上の学年あり）

* 複式学級…2つ以上の異なる学年を1つにして編成した学級。

* 学級編制の基準を小1～3年生は35人、それ以外は40人としています。

* 学級数には、特別支援学級を除いています。

【参考資料】

○法令による学級編制の基準	16
○法令による学校規模の考え方	16
○学校規模による課題や影響	16

(3) 適正配置について

本市は丘陵地や谷戸が多く平坦地が少ないため、学校が偏在していたり、学校が通学区域の端に位置していたりして、地域によっては通学距離が長く、交通機関の利用を余儀なくされている児童生徒もいます。

また、現在の通学区域は、次のような基本的な考え方で設定していますが、新たな開発や、少子化の影響による学校規模の変化などにより、現状とそぐわなくなってきたいる地域もありますので、地域の実情に合わせ、保護者や地域の方々の意向を尊重しながら、学校配置や通学区域の見直しを行っていきます。

通学距離については、子どもの体力や法令、都市部における他都市の状況などから、考慮すべき点として次のとおり適正な範囲を定めます。通学距離が適正な範囲内であっても、坂・トンネル・階段・人通りなど地域性や交通面における通学路の安全性の確保については配慮していきます。

なお、学校配置や通学区域の見直しを行う場合は、児童生徒数への影響や統廃合となった場合の通学距離への考慮もしていきます。

□通学区域設定の基本的な考え方

- ・学校の配置状況を考え、学校規模の適正化を図る。
- ・通学距離、通学の安全性を考慮する。
- ・境を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、町丁目等で分ける。
- ・町内会を分断しないようにする。
- ・行政センター所管区域について考慮する。
- ・小中一貫教育ブロックを考慮する。
- ・通学区域が複雑にならないように考慮する。

□適正な通学距離の範囲

小学校	中学校
● 2キロメートル程度 ・徒歩 30 分程度	● 3キロメートル程度 ・徒歩 45 分程度

【参考資料】

- 法令による通学距離の考え方 20
- 通学距離別学校数割合 20
- 学区内通学者の通学時間別児童生徒数割合 20

(4) 規模及び配置の適正化の方策について

学校の規模及び配置の適正化を図り、教育環境を整備するに当たり、次のような方策が考えられます。いずれの場合も、その後の周辺校を含めた学校規模や施設、通学距離に問題がないことと、子どもたちの生活や、地域と学校との関わりを十分に考慮に入れて検討を行います。

□ 規模及び配置の適正化の方策

① 通学区域の見直し

小規模校、大規模校、遠距離通学への対応として、まず、通学区域の見直しを行うことで解消できないか考えます。

小規模校の場合には、隣接校の通学区域の一部を編入すること、大規模校、遠距離通学の場合には、逆に通学区域の一部を周辺の学校の通学区域に編入することを検討します。

その他、町内会・行政センター所管区域が分断又は重複している地域、小中一貫教育ブロックと異なる地域、通学区域が複雑化している地域についても実態を把握した上で、通学区域を見直すことを検討します。

② 隣接校との統合

小規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できないときには、隣接校との統合を検討します。

なお、統合によりいずれかの学校が廃校となる場合、学校の跡地利用については、全市的なまちづくりの視点で、本市の「未利用地等の土地利用に関する取扱方針」に基づいて検討を行うことになります。

③ 学校の分離新設

大規模校への対応として、通学区域の見直しでは解決できず、かつ用地が確保できるときには、学校の分離新設を検討します。この場合、特に、新設校及び周辺の学校が将来的にも適正規模が保たれることを考慮していきます。

④ 特別認定校制度

小規模校への対応として、通学区域の見直しや隣接校との統合では解決できないときには、その学校の教育活動に特色を持たせ、「小規模特別認定校（特認校）」とし、市内全域から希望する児童生徒を受け入れることにより、規模を確保するということが考えられます。

また、大規模校への対応として、通学区域の見直しや学校の分離新設では解決できないときには、その学校の通学区域を「特別認定地域」とし、通学区域内に居住する児童生徒について、他の通学区域の小・中学校への変更を認めることにより規模を適正化するということが考えられます。

いずれの場合も、導入の是非を含め、教育委員会で検討を行います。

⑤規模や配置の適正化が図れない場合の配慮について

周辺の学校の状況や施設、通学距離などの関係で規模の適正化が図れない場合においても、適切な教職員配置や施設・備品の整備など、教育環境の維持に努めます。

また、遠距離通学への対応として、通学区域の見直しなどでは解決できないときには、スクールバスなどの通学手段の確保について検討します。

小規模校を存続させることが決まった場合、小規模校の特色を考慮した上で、より良い学校運営の方策を検討します。

【参考資料】

- 未利用地等の土地利用に関する取扱方針…………… 21

(5) 通学区域制度の弾力的運用について

教育委員会では、次のとおり、通学区域制度を弾力的に運用しています。これらについては、今後も学校規模や配置の適正化を図りながら継続して行い、地域の実情や保護者のニーズに対応していきます。

①指定変更承認地域

指定校に隣接した地域のうち、通学距離や地形などを考慮し、教育委員会が指定校以外の学校に変更できる地域を設定しています。(平成28年8月現在 61カ所)

②個別理由による指定校の変更

指定変更承認地域の他、「横須賀市立小・中学校指定変更就学（他学区からの就学）承認基準」により、身体的理由や転居などの理由による指定校の変更を認めています。

【参考資料】

- 指定校変更の状況…………… 21

2 学校規模・配置の適正化の検討・実施に当たっての方策

(1) 検討のための基準について

学校規模及び配置の適正化の検討は、将来的な児童生徒数や学級数の推移を見据えて行うこととし、次のとおり検討のための基準を定めます。

なお、25～30学級の大規模校については、検討の対象としていませんが、大規模校の特色を考慮した上で、より良い学校運営の方策を検討します。

□学校規模及び配置の適正化の検討のための基準

	小学校	中学校
学校規模	<ul style="list-style-type: none">● 11学級以下の場合<ul style="list-style-type: none">・クラス替えができない学年がある。● 31学級以上の場合<ul style="list-style-type: none">・6学級以上となる学年がある。・特別教室の割り振りなど、施設面での制約が出る。	<ul style="list-style-type: none">● 5学級以下の場合<ul style="list-style-type: none">・クラス替えができない学年がある。・10科目の教員が規定上、配置できない。● 31学級以上の場合<ul style="list-style-type: none">・11学級以上となる学年がある。・特別教室、体育館の割り振りや部活動の場所の確保など、施設面での制約が出る。
通学距離	● 2キロメートル程度を超える場合	● 3キロメートル程度を超える場合

(2) 検討・実施の手順について

学校の規模や配置の適正化は、前項の「学校規模や配置の適正化の検討のための基準」に該当したからといって、すぐに実施されるものではありません。学校関係者、保護者、地域の方々と教育委員会が協働して検討を行い、合意形成を図った上で進めています。

①「小中学校配置適正化実施計画」の策定

教育委員会において、具体的な地域等の名称を明記した「小中学校配置適正化実施計画」を策定します。その計画に基づき、小規模化が進んでいる学校や、通学区域に著しく問題がある学校、地域などのうち、周辺の学校の状況などを考慮して、順次、検討を進めています。

②「地域別小中学校適正規模・配置検討協議会」の設置

具体的な検討に当たっては、地域ごとに、学校関係者や保護者、地域の方々で構成する地域別小中学校適正規模・配置検討協議会（以下、「地域別協議会」という。）を設置し、地域における合意形成を図りながら進めていきます。

地域別協議会では、それぞれの立場の人たちに、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で検討をしていただき、地域別協議会がまとめた意見を、「意見書」として教育委員会に提出していただきます。

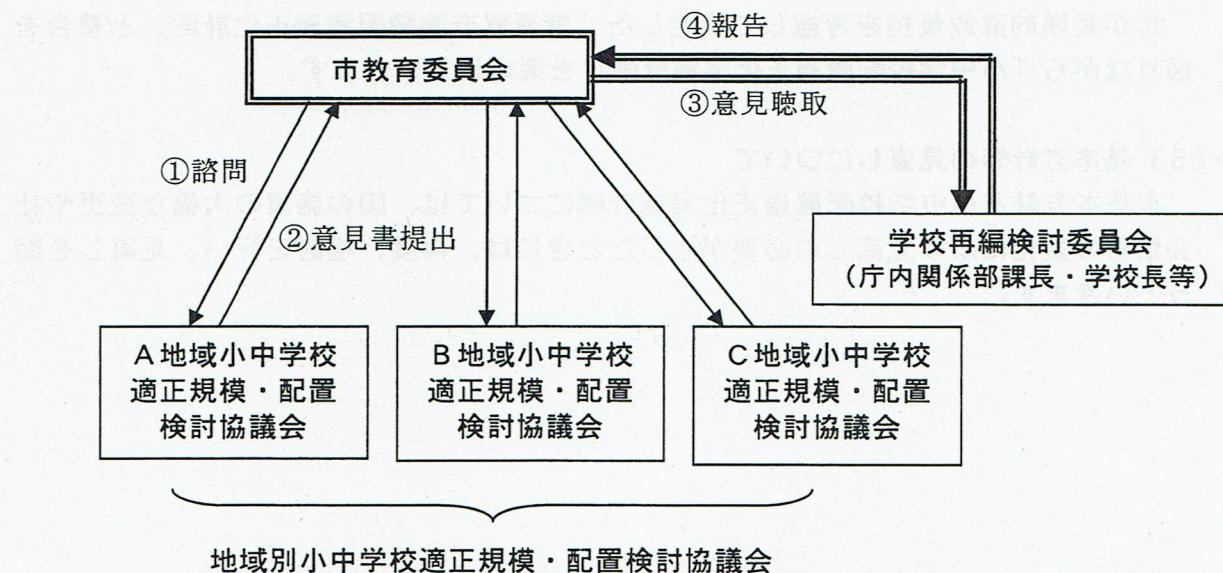
③庁内検討組織の設置

教育委員会では、地域別協議会から提出された意見書の内容について、庁内の関係部課長や校長等で組織する「学校再編検討委員会」に意見を求めます。

学校再編検討委員会では、意見書の内容を尊重しながら検討を行い、教育委員会に検討結果を報告するとともに、地域別協議会にも検討結果を通知します。

④教育委員会での決定

教育委員会では、学校再編検討委員会からの報告を受けて、さらに検討を行い、通学区域の見直しや学校の統合などの方策を決定します。



⑤学校の統合の実施に当たって

具体的な方策として学校の統合が教育委員会で決定された後は、より円滑に進むよう、学校関係者、保護者、地域の方々と、在校生への配慮事項の協議や、統合に向けての学校間の交流、事前の準備の検討などを行っていきます。

そのために学校関係者、保護者、地域の方々で構成する「学校別統合推進連絡協議会」を設置します。

3 特に配慮すること

(1) 学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成について

具体的な検討に当たっては、教育委員会は、学校関係者や保護者、地域の方々と協働して、それぞれの立場から、「現在と未来の子どもたちのよりよい教育環境のために」という共通の視点で協議をし、合意形成を図った上で進めていきます。

(2) 市民への情報提供について

地域別協議会や教育委員会での検討内容については、市教育委員会のホームページや地域別協議会ニュースなどを通じて、積極的に保護者、市民へ情報提供を行っていきます。

(3) 学校と地域の連携について

学校と地域の連携は非常に重要であり、避難所や地域行事など、学校が地域の拠点でもあることを配慮していきます。

(4) 財政的な観点について

市が長期的財政負担を考慮して策定した「横須賀市施設配置適正化計画」と整合を図りながら「小中学校配置適正化実施計画」を策定していきます。

(5) 基本方針等の見直しについて

本基本方針と小中学校配置適正化実施計画については、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化により見直しの必要が生じたときには、再度、検討を行い、見直しを図っていきます。

《参考資料》

1 市立小・中学校の適正配置等に関するこれまでの取り組み

時 期	内 容
昭和 56 年 4 月	小学生児童数がピークとなる。(46 校 : 45,078 人)
昭和 57 年 4 月	野比小学校を北下浦小学校から分離新設した。
昭和 61 年 4 月	中学生生徒数がピークとなる。(24 校 : 22,187 人)
昭和 62 年 4 月	岩戸中学校を久里浜中学校から分離新設した。
平成 8 年 4 月	野比東小学校を野比小学校から分離新設した。
平成 9 年 1 月	<p>「小・中学校の統合方針」を作成した。</p> <p>＜小・中学校の統合方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①小学校においては児童数 200 人以下、中学校においては生徒数 300 人以下の学校 ②小規模校（11 学級以下）で、今後、開発等により児童生徒の急激な増加が見込めない学校 ③校地が狭い等により、施設が不十分な学校
平成 11 年 4 月	青葉小学校と坂本小学校を廃止し、桜小学校を新設した。
平成 13 年 4 月	小学生児童数がピーク時の半数以下となる。(48 校 : 22,512 人)
平成 15 年 4 月	大塚台小学校を望洋小学校から分離新設した。 中学生生徒数がピーク時の半数以下となる。(25 校 : 10,833 人)
平成 16 年 10 月	陽光小学校と鶴久保小学校および、桜台中学校と坂本中学校の統合を決定した。
平成 17 年 4 月	横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会を設置した。 (平成 17 年 6 月～平成 18 年 7 月 10 回開催)
平成 18 年 4 月	陽光小学校を廃止し、鶴久保小学校に統合した。
平成 18 年 7 月	横須賀市立小・中学校適正配置等検討委員会から提言を受けた。
平成 19 年 1 月	横須賀市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針を策定した。
平成 19 年 4 月	桜台中学校を廃止し、坂本中学校に統合した。
平成 19 年 8 月	市立小・中学校の適正規模及び適正配置に関する実施計画（平成 19 年度～平成 22 年度）を策定した。
平成 20 年 10 月	明浜小学校の通学区域の一部を改正した。
平成 21 年 9 月	北下浦小学校の通学区域の一部を改正した。
平成 22 年 4 月	光洋小学校を廃止し、鴨居小学校に統合した。
平成 23 年 4 月	上の台中学校を廃止し、鴨居中学校に統合した。
平成 25 年 4 月	平作小学校を廃止し、池上小学校に統合した。

* この他、開発などに伴い、通学区域の変更を行っている。

2 児童・生徒・学級数一覧（平成28年5月1日現在）

【小学校（46校）】

学校名	1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計	
	児童数	学級数	児童数	学級数										
1 追浜	19	1	20	1	23	1	33	1	21	1	25	1	141	6
2 夏島	70	2	70	2	67	2	77	2	72	2	60	2	416	12
3 浦郷	106	3	103	3	84	3	90	3	71	2	80	2	534	16
4 鷹取	37	2	46	2	49	2	52	2	64	2	41	2	289	12
5 船越	79	3	98	3	98	3	87	3	73	2	83	3	518	17
6 田浦	21	1	27	1	32	1	30	1	23	1	44	2	177	7
7 長浦	26	1	34	1	24	1	33	1	37	1	39	1	193	6
8 逸見	18	1	16	1	15	1	21	1	21	1	21	1	112	6
9 沢山	20	1	19	1	18	1	14	1	22	1	17	1	110	6
10 桜	33	1	49	2	42	2	51	2	63	2	70	2	308	11
11 汐入	12	1	20	1	22	1	13	1	21	1	21	1	109	6
12 諏訪	68	2	61	2	60	2	71	2	50	2	58	2	368	12
13 田戸	100	3	110	4	96	3	102	3	106	3	121	4	635	20
14 山崎	71	2	73	3	67	2	84	3	78	2	72	2	445	14
15 豊島	43	2	47	2	37	1	51	2	40	1	33	1	251	9
16 鶴久保	88	3	83	3	99	3	130	4	94	3	130	4	624	20
17 公郷	99	3	100	3	88	3	98	3	88	3	90	3	563	18
18 池上	102	3	123	4	134	4	116	4	118	4	141	4	734	23
19 城北	92	3	113	4	92	3	95	3	100	3	96	3	588	19
20 衣笠	74	2	70	2	72	2	84	3	69	2	65	2	434	13
21 大矢部	70	2	70	2	87	3	79	2	71	2	86	3	463	14
22 森崎	98	3	102	3	79	3	73	2	74	2	63	2	489	15
23 大津	72	3	69	2	67	2	74	2	80	2	75	2	437	13
24 根岸	80	3	90	3	96	3	86	3	70	2	82	3	504	17
25 走水	8	1	4	1	14	1	7	1	8	1	8	1	49	6
26 馬堀	49	2	49	2	50	2	49	2	42	1	42	2	281	11
27 望洋	57	2	50	2	74	3	85	3	96	3	100	3	462	16
28 大塚台	105	3	103	3	125	4	124	4	120	4	144	4	721	22
29 浦賀	75	3	70	2	68	2	67	2	67	2	73	2	420	13
30 小原台	68	2	68	2	81	3	70	2	84	3	81	3	452	15
31 鴨居	72	2	68	2	82	3	75	2	75	2	83	2	455	13
32 高坂	54	2	74	3	74	3	72	2	79	2	89	3	442	15
33 岩戸	45	2	48	2	48	2	64	2	66	2	67	2	338	12
34 久里浜	132	4	127	4	144	4	106	3	116	3	119	4	744	22
35 明浜	115	4	110	4	114	4	112	3	112	3	131	4	694	22
36 神明	75	3	93	3	104	3	70	2	85	3	94	3	521	17
37 粟田	61	2	47	2	43	2	59	2	59	2	64	2	333	12
38 野比	80	3	84	3	105	3	111	3	87	3	104	3	571	18
39 野比東	62	2	63	2	84	3	68	2	91	3	61	2	429	14
40 北下浦	40	2	46	2	58	2	49	2	49	2	56	2	298	12
41 津久井	58	2	61	2	60	2	65	2	65	2	74	2	383	12
42 長井	54	2	58	2	64	2	63	2	64	2	72	2	375	12
43 富士見	53	2	61	2	55	2	53	2	63	2	62	2	347	12
44 武山	82	3	95	3	85	3	94	3	93	3	91	3	540	18
45 荻野	32	1	26	1	42	2	46	2	46	2	41	2	233	10
46 大楠	56	2	87	3	52	2	61	2	67	2	56	2	379	13
合計	2,931	102	3,105	107	3,174	109	3,214	104	3,160	99	3,325	108	18,909	629

*児童数は、特別支援学級を含む

*学級数は、特別支援学級を含まない